

公文書公開請求決定通知書

岐阜市環指第212号
平成18年 1月 26日

兼松 秀代 様

岐阜市長 細江 茂光

岐阜市情報公開条例第8条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

請求年月日	平成18年 1月 13日
公文書名	石原産業のフェロシルトに関し保持するものすべて ①フェロシルト搬入時期とその後の経過のわかるもの ②撤去計画書 ③弁明書
決定内容	<input type="checkbox"/> 公開する <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開する 公開しない部分 個人名等 <input type="checkbox"/> 公開しない <input type="checkbox"/> 公開を拒否する
非公開又は公開拒否の理由	岐阜市情報公開条例第6条第1項第2号に規定する個人に関する情報で特定の個人が識別され得るもののうち通常他人に知られたいと認められるもの及び同条第1項第3号に規定する法人に関する情報で公開することにより当該法人等の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるものに該当するため
上記理由がなくなる日	
公開する日	平成18年 1月 27日 8時 45分から 17時 15分までの間 当日都合が悪い場合は、事前に担当室まで御連絡ください。
公開場所	岐阜市役所南庁舎2階 産業廃棄物指導室
担当室	環境事業部産業廃棄物指導室 連絡電話 058-265-4141 内線 6273

* この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜市長に対して異議申立てをすることができます。

* この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する決定のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

* 公文書の公開を受ける際には、この通知書を担当室の職員に提示してください。